

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 31 日・東京都規則第 77 号

1 概要

(1) 改正理由

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 25 号）の施行に伴い規定を整備する必要がある。

また、第 2 号様式及び第 3 号様式について、申請者の記入作業を容易にし、都民サービスの向上を図るために様式を改正する必要がある。

(2) 改正内容

ア 自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号）の改正に伴うもの

第 21 条第 1 号で野生動植物保護地区内での野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為として定められている「海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設」から「樹林」を除外し、「河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設」から「樹林帯」を除外する。

第 32 条第 1 号の特別地区内等の行為の許可基準、第 43 条第 4 号の東京都希少野生動植物種の捕獲等の禁止の適用除外及び第 48 条第 1 号の東京都希少野生動植物保護地区内における許可を要しない行為からも、同様の規定整備を行う。

イ 第 2 号様式（緑化計画書）及び第 3 号様式（緑化完了書）について、両様式の統一を図り、行為の名称欄に建築物の新築、改築、増築を記入する欄を設ける等の規定整備を行う。

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課保全係 直通 03-5388-3555 内線 42-641